



# 金 沢 市 公 報

号外第8号の2

平成28年(2016年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
● 条 例	
○ 金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会議務局)	1

## 条 例

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎ 金沢市条例第4号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市議会委員会条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「事項」の次に「(芸術文化及び歴史遺産保存に関する事項を除く。)」を加え、同条第3号ア中「事項」の次に「(スポーツに関する事項を除く。)」を加え、同条第4号中「8人」を「7人」に改め、同条第5号中「教育消防常任委員会」を「文教消防常任委員会」に、「7人」を「8人」に改め、同号中ウをオとし、イをエとし、アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 都市政策局の所管に属する事項(芸術文化及び歴史遺産保存に関する事項に限る。)

イ 市民局の所管に属する事項(スポーツに関する事項に限る。)

第2条 金沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを削り、同号イ中「(芸術文化及び歴史遺産保存に関する事項を除く。)」を削り、同イを同号アとし、同号中ウからキまでをイからカまでとし、同条第3号ア中「(スポーツに関する事項を除く。)」を削り、同条第5号アを次のように改める。

ア 文化スポーツ局の所管に属する事項

第2条第5号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月23日 印刷  
平成28年(2016年)3月23日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄